

政令 第 号

國家總動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する等の政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に奉き、この政令を制定する。

第一條 國家總動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律（昭和二十年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「四年間」を「四年六箇月間」に改める。

第二條 戦時海運管理令（昭和十七年勅令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

「船舶運営会」を「商船管理委員会」に改める。

第三條 この政令施行の際、戦時海運管理令に基き設立された船舶運営会の名称は、この政令施行後は、商船管理委員会となる。

附 則

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

理 由

戦時海運管理令は、本年三月三十一日をもつてその効力を失うが、連合國最高司令官の要求により、なお、当分の間、商船管理委員会を存置するの爲めその効力を存続させる必要があるからである。

法律第四十四号（昭和二〇・二一・二九）改正

国家総動員法及戦時緊急措置法ハ之ヲ廃止ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ存スル舊法ニ基ク勅令ニ付テハ本法施行後六月間（戦時
海運管理令ニ付テハ三年二箇月間）限り舊法（国家総動員法第一條乃至第
三條ノ規定ヲ除ク）ハ仍兵ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ国家総動員法中戦
時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハトアリ若ハ国家総動員上必要アルト
キハトアリ又ハ戦時緊急措置法中大東亞戦争ニ際シ国家ノ危急ヲ克服スル
爲緊急ノ必要アルトキハトアルハ終戦後ノ事態ニ対処シ国民生活ノ維持及
安全ヲ圖ル爲特ニ必要アルトキハトシ国家総動員法中總動員業務トアルハ
国民生活ノ維持及安定ヲ圖ル爲特ニ必要ナル業務トシ總動員物資トアルハ

勅令	政令	政令	政令	政令	政令
第百五十二号	第百九十一号	第百九十一号	第百九十一号	第百九十一号	第百九十一号
三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三
三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三
三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三
三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三
三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三
三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三
三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三
三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三

国民生活ノ維持及安定ヲ圖ル爲特ニ必要ナル物資トス
前項ノ規定ニ依リ効力ヲ有スル勅令ハ其ノ規定スル事項ノ範圍内ニ於テ之
ヲ改正スルコトヲ妨ケズ
本法施行前（附則第二項ノ場合ニ於テハ同項ノ規定ニ依ル期間内以下同ジ）
ニ舊法ニ依リ爲シタル勅令、処分又ハ行為ニ係ル優先受、課税標準ノ計
算ニ關スル特例、租税減免及損失補償、本法施行前ニ清算ヲ開始シタル團
体又ハ会社ニシテ舊法ニ依リ設立セラレタルモノ竝ニ本法施行前ニ爲シタ
ル行為ニ對スル勅令ノ適用ニ付テハ舊法ハ本法施行後（附則第二項ノ場合
ニ於テハ同項ノ規定ニ依ル期間経過後）ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

勅令第百八十一号（二一・二三〇）
昭和二十年法律第四十四号ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

民間商船委員会の設置及びその後の経緯（二四三、一二）

二〇一、九 日本政府宛 認可申請書

民間商船委員会設置 指令

二〇一、一七 SCAJAP宛 日本政府覚書

船舶連営会を民間商船委員会に代えるべく許可申請

二〇一、二三 日本政府宛 SCAJAP覚書

前記申請を許可し、現今船舶連営会を民間商船委員会と承知する旨に答

二〇一、一九 法律第四四号

国家総動員法を廃止することとし、その施行期日は、勅令で定めることとする。

二一、一一 日本政府宛 SCAIAP覚書

民間商船委員会を、SCA JAPによる日本商船の管理の継続する間その機能を継続すべき旨に答

二一、二九 勅令第一八一号

法律第四十四号を四月一日から施行し、国家総動員法に基く諸勅令は、同年九月末日限り失効することとなる。

二一、三一 海運部宛 覚書 SCAJAP覚書

SCAJAPに於ける日本商船管理終了以前に民間商船委員会の組織は現、大効する場合に、同委員会を継続するよう新立法をなすことを指令

二一、九三〇 勅令第四五二号

九月三十日をもつて国家総動員法に基く勅令が失効するのに対処し、SCAJAPの要求に答み戦時海運管理令及び船舶員勅令を、昭和二十二年三月末まで一効力を延長

二一、三三一 勅令第一〇九号

二九一

前記の戦時海運官令、船員勅令の効力延長期間満了に際し更に戦時海運官令のみを六箇月間（二十二年九月末まで）前記と同様の方法により効力延長
運輸大臣宛 S O A J A P 覚書
民間船舶委員会の建議法規が S O A J A P による日本船舶管理の継続中大効する場合には、同委員会を継続せしむるに必要なる措置をとることを指令

二九三〇

政令第二〇五号
戦時海運官令を更に六箇月間（二十三年三月末まで）効力延長

二九三九

政令第六七号
戦時海運官令を更に四箇月間（二十三年七月末まで）効力延長

二九七三〇

政令第一九四号
戦時海運官令を更に四箇月間（二十三年十一月末まで）効力延長

二九二二四

効力延長
政令第三五一号
戦時海運官令を更に六箇月間（二十四年五月末まで）効力延長

二九五二三

効力延長
政令第一〇〇号
戦時海運官令を更に六箇月間（二十四年十一月末まで）効力延長

二九二二六

効力延長
政令第三七三号
戦時海運官令を更に四箇月間（二十五年三月末まで）効力延長

国立公文書館
National Archives of Japan